

修 正 後	修 正 前
附 則 (検討) 第九条 政府は、この法律の施行後<u>三年</u>を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	附 則 (検討) 第九条 政府は、この法律の施行後<u>五年</u>を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。